

表 装 技 能 検 定 試 験 の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1. 1級表装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ  
制定 昭和53年度 改正 平成16年度  
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
2. 2級表装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ  
同 上
3. 3級表装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ  
制定 平成10年度 改正 平成16年度
4. 基礎級表装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・13ページ  
同 上

1 1級表装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

表装の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 表装一般</p> <p>表装の種類</p> <p>表装作業に使用する器工具の種類及び用途</p> <p>表装作業の関連工事の種類</p> <p>2 材料</p> <p>表装作業に使用する材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>3 意匠図案及び色彩</p> <p>表具、壁等の意匠図案 色彩</p> <p>4 建築概要</p> <p>建築物の主要部分の種類及び特徴</p>	<p>次に掲げる表装の種類について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 表具 (2) 壁装</p> <p>次に掲げる器工具の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 割付け用器工具 (2) 接着剤塗布用器工具 (3) 切断用器工具 (4) 仕上げ用器工具 (5) 加工用加熱器工具 (6) 下地乾燥測定器 (7) 補助器工具 (8) その他</p> <p>次に掲げる表装作業の関連工事について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 張り下地工事 (2) 左官工事 (3) 塗装工事 (4) 造作工事 (5) 床工事 (6) その他</p> <p>次に掲げる材料の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 紙 (2) 布 (3) 合成樹脂 (4) 木材 (5) 竹材 (6) 塗料 (7) 接着剤 (8) 下地調整剤 (9) 付属金物 (10) その他</p> <p>表具、壁等の意匠図案について、一般的な知識を有すること。 色彩に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 色彩と照明との関係 (2) 色彩調節</p> <p>次に掲げる建築物の主要部分の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>日本産業規格の建築製図通則</p> <p>5 関係法規 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）関係法令のうち、表装に関する部分</p> <p>6 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>7 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれかの科目</p> <p>イ 表具工作法 表具品の種類、構造及び特徴</p> <p>表具の工法</p>	<p>(1) 壁 (2) 天井 (3) 床 (4) 造作 (5) その他</p> <p>建築製図通則のうち、建築設計図の表装作業に関連する部分の読図に必要な表示記号について概略の知識を有すること。</p> <p>建築基準法関係法令のうち、表装に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 表装作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 表装作業等に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) その他当該表装作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち表装に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる表具品の種類、構造及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 掛軸 (2) 襖<sup>ふすま</sup> (3) 屏風<sup>びょうぶ</sup> (4) 額 (5) 衝立<sup>ついたて</sup> (6) 巻物 (7) 画帖 (8) その他</p> <p>1 次に掲げる表具の張り方、仕口加工及び仕上げの方法について詳細な知識を有すること。 (1) 張り方 イ 裏打ち    ロ 切継ぎ    ハ 下張り    ニ 上張り</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>表具品の保存方法並びに表具における欠陥の原因並びにその防止方法及び補修方法</p> <p>ロ 壁装施工法</p> <p>張り下地の種類、構造及び特徴</p> <p>壁装の工法</p>	<p>(2) 仕口加工及び仕上げ</p> <p>イ 掛軸の本紙の取扱いと仕上げ</p> <p>ロ 襖<sup>ふすま</sup>の建合せ、ふちの取付け、建込み及び付属品の取付け</p> <p>ハ 額、屏風類<sup>びょうぶ</sup>の削付け及びふちの取付け</p> <p>ニ 屏風<sup>びょうぶ</sup>の羽根組み及びおぜ張り</p> <p>2 図面に基づく寸法取り、寸法の割出し及び割付けの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 骨下地の検査方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>4 表具材料の点検及び接着剤の選定方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>表具品の保存方法並びに表具における欠陥の原因並びにその防止方法及び補修方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる張り下地の種類、構造及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 合板張り下地 (2) せっこうボード張り下地</p> <p>(3) モルタル下地 (4) 金属板張り下地</p> <p>(5) ケイカル板張り下地 (6) A L C板張り下地</p> <p>(7) その他の張り下地</p> <p>1 内装制限に基づく防火壁装の工法について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 張り下地の検査方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる壁装材料の点検又は選定方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる壁紙</p> <p>イ 紙壁紙                      ロ 織物壁紙                      ハ ビニル壁紙</p> <p>ニ 無機質壁紙                  ホ その他の壁紙</p> <p>(2) 次に掲げる下地調整剤</p> <p>イ コーキング剤              ロ 錆止め剤                      ハ パテ</p> <p>ニ 色調整剤                      ホ シーラー及びプライマー</p> <p>へ 防カビ剤                      ト その他の下地調整剤</p> <p>(3) 次に掲げる接着剤</p> <p>イ でんぶん系接着剤                      ロ 酢ビ系接着剤</p> <p>ハ メチルセルローズ系接着剤</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>壁装仕上げ面の補修 積算及び見積り</p>	<p>3 高度な下地調整ができること。  4 次に掲げる高度な仕上げ工法ができること。  (1) 直張り仕上げ (2) 袋張り仕上げ (うけ張り仕上げ)  (3) ミシン張り仕上げ (4) 布団張り仕上げ  5 壁装用材料の種類の手判定ができること。  壁装仕上げ面の補修ができること。  積算及び見積りができること。</p>

2 2級表装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

表装の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 表装一般</p> <p>表装の種類</p> <p>表装作業に使用する器工具の種類及び用途</p> <p>表装作業の関連工事の種類</p> <p>2 材料</p> <p>表装作業に使用する材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>3 意匠図案及び色彩</p> <p>表具、壁等の意匠図案 色彩</p> <p>4 建築概要</p> <p>建築物の主要部分の種類及び特徴</p>	<p>次に掲げる表装の種類について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 表具 (2) 壁装</p> <p>次に掲げる器工具の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 割付け用器工具 (2) 接着剤塗布用器工具 (3) 切断用器工具 (4) 仕上げ用器工具 (5) 加工用加熱器工具 (6) 下地乾燥測定器 (7) 補助器工具 (8) その他</p> <p>次に掲げる表装作業の関連工事について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 張り下地工事 (2) 左官工事 (3) 塗装工事 (4) 造作工事 (5) 床工事 (6) その他</p> <p>次に掲げる材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 紙 (2) 布 (3) 合成樹脂 (4) 木材 (5) 竹材 (6) 塗料 (7) 接着剤 (8) 下地調整剤 (9) 付属金物 (10) その他</p> <p>表具、壁等の意匠図案について、概略の知識を有すること。 色彩に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 色彩と照明との関係 (2) 色彩調節</p> <p>次に掲げる建築物の主要部分の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 壁 (2) 天井 (3) 床 (4) 造作</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>日本産業規格の建築製図通則</p> <p>5 関係法規 建築基準法関係法令のうち、表装に関する部分</p> <p>6 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>7 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれかの科目</p> <p>イ 表具工作法 表具品の種類、構造及び特徴</p> <p>表具の工法</p>	<p>(5) その他 建築製図通則のうち、建築設計図の表装作業に関連する部分の読図に必要な表示記号について概略の知識を有すること。</p> <p>建築基準法関係法令のうち、表装に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 表装作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 表装作業等に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他当該表装作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち表装に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる表具品の種類、構造及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 掛軸 (2) 襖<sup>ふすま</sup> (3) 屏風<sup>びょうぶ</sup> (4) 額</p> <p>(5) 衝立<sup>ついたて</sup> (6) 巻物 (7) 画帖 (8) その他</p> <p>1 次に掲げる表具の張り方、仕口加工及び仕上げの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 張り方 イ 裏打ち    ロ 切継ぎ    ハ 下張り    ニ 上張り</p> <p>(2) 仕口加工及び仕上げ イ 掛軸の本紙の取扱いと仕上げ</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>表具品の保存方法並びに表具における欠陥の原因並びにその防止方法及び補修方法</p> <p>ロ 壁装施工法</p> <p>張り下地の種類、構造及び特徴</p> <p>壁装の工法</p>	<p>ロ 襖<sup>ふすま</sup>の建合せ、ふちの取付け、建込み及び付属品の取付け</p> <p>ハ 額、屏風類<sup>びょうぶ</sup>の削付け及びふちの取付け</p> <p>ニ 屏風<sup>びょうぶ</sup>の羽根組み及びおぜ張り</p> <p>2 図面に基づく寸法取り、寸法の割出し及び割付けの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 骨下地の検査方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>4 表具材料の点検及び接着剤の選定方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>表具品の保存方法並びに表具における欠陥の原因並びにその防止方法及び補修方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる張り下地の種類、構造及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 合板張り下地 (2) せっこうボード張り下地</p> <p>(3) モルタル下地 (4) 金属板張り下地</p> <p>(5) ケイカル板張り下地 (6) A L C板張り下地</p> <p>(7) その他の張り下地</p> <p>1 内装制限に基づく防火壁装の工法について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 張り下地の検査方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる壁装材料の点検又は選定方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる壁紙</p> <p>イ 紙壁紙                      ロ 織物壁紙                      ハ ビニル壁紙</p> <p>ニ 無機質壁紙                  ホ その他の壁紙</p> <p>(2) 次に掲げる下地調整剤</p> <p>イ コーキング剤              ロ 錆止め剤                      ハ パテ</p> <p>ニ 色調整剤                      ホ シーラー及びプライマー</p> <p>へ 防カビ剤                      ト その他の下地調整剤</p> <p>(3) 次に掲げる接着剤</p> <p>イ でんぷん系接着剤              ロ 酢ビ系接着剤</p> <p>ハ メチルセルローズ系接着剤</p> <p>ニ その他の合成樹脂系接着剤</p> <p>4 次に掲げる壁装の工法の種類及び方法について詳細な知識を有</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>壁装における欠陥の原因並びにその防止方法及び補修方法</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>1 表具作業</p> <p>表具品の製作</p> <p>2 壁装作業</p> <p>壁装の施工</p>	<p>すること。</p> <p>(1) 次に掲げる張り工法</p> <p>イ 壁張り                      ロ 天井張り                      ハ 造作張り</p> <p>(2) 次に掲げる仕上げ</p> <p>イ 直張り仕上げ              ロ 袋張り仕上げ（うけ張り仕上げ）</p> <p>ハ ミシン張り仕上げ      ニ 布団張り仕上げ</p> <p>5 図面及び現場に基づく採寸、割出し、割付け及び裁断の種類及び方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>6 張り下地の調整方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>7 張り方の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>壁装における欠陥の原因並びにその防止方法及び補修方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 寸法取り、寸法の割出し及び割付けができること。</p> <p>2 材料の選定ができること。</p> <p>3 次に掲げる張り方ができること。</p> <p>(1) 裏打ち      (2) 切継ぎ      (3) 下張り      (4) 上張り</p> <p>4 次に掲げる仕口加工及び仕上げができること。</p> <p>(1) 掛軸の仕上げ</p> <p>(2) 襖<sup>ふすま</sup>の建合せ、ふちの取付け、建込み及び付属品の取付け</p> <p>(3) 額、屏風類<sup>びょうぶ</sup>の削付け及びふちの取付け</p> <p>(4) 屏風<sup>びょうぶ</sup>の羽根組み及びおぜ張り</p> <p>5 表具用材料の種類<sup>びょうぶ</sup>の判定ができること。</p> <p>1 採寸、割出し、割付け及び裁断ができること。</p> <p>2 材料の選定ができること。</p> <p>3 下地調整ができること。</p> <p>4 次に掲げる仕上げ工法ができること。</p> <p>(1) 直張り仕上げ      (2) 袋張り仕上げ（うけ張り仕上げ）</p> <p>5 壁用材料の種類<sup>びょうぶ</sup>の判定ができること。</p>

3 3級表装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

表装の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 表装一般</p> <p>表装の種類</p> <p>表装作業に使用する器工具の種類及び用途</p> <p>表装作業の関連工事の種類</p> <p>2 材料</p> <p>表装作業に使用する材料の種類、性質及び用途</p> <p>3 意匠図案及び色彩</p> <p>表装の意匠図案</p> <p>色彩</p> <p>4 建築概要</p> <p>建築物の主要部分の種類及び特徴</p>	<p>次に掲げる表装の種類について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 表具 (2) 壁装</p> <p>次に掲げる器工具の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 割付け用器工具 (2) 接着剤塗布用器工具  (3) 切断用器工具 (4) 仕上げ用器工具  (5) 加工用加熱器工具 (6) 下地乾燥測定器  (7) 補助器工具</p> <p>次に掲げる表装作業の関連工事について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 張り下地工事 (2) 左官工事 (3) 塗装工事  (4) 造作工事 (5) 床工事</p> <p>次に掲げる材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 紙 (2) 布 (3) 合成樹脂 (4) 木材  (5) 接着剤 (6) 下地調整剤 (7) その他</p> <p>表装の意匠図案について概略の知識を有すること。</p> <p>色彩に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 色彩と照明との関係 (2) 色彩調節</p> <p>次に掲げる建築物の主要部分の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 壁 (2) 天井 (3) 床 (4) 造作  (5) その他</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>1 表装作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 表装作業等に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他当該表装作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち表装に関する部分について詳細な知識を有すること。</p>
<p>6 壁装施工法</p> <p>張り下地の種類及び特徴</p> <p>壁装の工法</p>	<p>次に掲げる張り下地の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 合板張り下地 (2) せっこうボード張り下地</p> <p>(3) モルタル下地 (4) 金属板張り下地</p> <p>(5) ケイカル板張り下地 (6) A L C板張り下地</p> <p>(7) その他の張り下地</p> <p>1 内装制限に基づく防火壁装の工法について概略の知識を有すること。</p> <p>2 張り下地の検査方法について概略の知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる壁装材料の点検又は選定方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる壁紙</p> <p>イ 紙壁紙                      ロ 織物壁紙                      ハ ビニル壁紙</p> <p>ニ 無機質壁紙                  ホ その他の壁紙</p> <p>(2) 次に掲げる下地調整剤</p> <p>イ コーキング剤              ロ 錆止め剤                      ハ パテ</p> <p>ニ 色調整剤                      ホ シーラー及びプライマー</p> <p>へ 防カビ剤                      ト その他の下地調整剤</p> <p>(3) 次に掲げる接着剤</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>壁装における欠陥の原因及びその防止方法</p> <p>実 技 試 験 壁装作業 壁装の施工</p>	<p>イ でんぷん系接着剤                      ロ メチルセルロース系接着剤 ハ 合成樹脂系接着剤</p> <p>4 次に掲げる壁装の工法の種類及び方法について一般的な知識を有すること。 (1) 次に掲げる張り工法 イ 壁張り                      ロ 天井張り                      ハ 造作張り (2) 直張り仕上げ</p> <p>5 図面及び現場に基づく採寸、割出し、割付け及び裁断の種類及び方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>6 張り下地の調整方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>7 張り方の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>壁装における欠陥の原因及びその防止方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 採寸、割出し、割付け及び裁断ができること。 2 材料の選定ができること。 3 下地調整ができること。 4 直張り仕上げ工法ができること。 5 壁装用材料の種類の評定ができること。</p>

4 基礎級表装技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

表装職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 主な表装の方法</p> <p>表装の種類</p> <p>表装作業に使用する器工具の種類及び用途</p> <p>壁装施工法</p> <p>張り下地の種類</p> <p>壁装の工法</p>	<p>次に掲げる表装の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 表具 (2) 壁装</p> <p>次に掲げる器工具の種類及び用途について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 割付け用器工具 (2) 接着剤塗布用器工具</p> <p>(3) 切断用器工具 (4) 仕上げ用器工具</p> <p>(5) 加工用加熱器工具 (6) 補助器工具</p> <p>(7) その他</p> <p>次に掲げる張り下地の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 合板張り下地 (2) セッコウボード張り下地</p> <p>(3) モルタル下地 (4) その他の張り下地</p> <p>1 内装制限に基づく防火壁装の工法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる壁紙について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 紙壁紙 (2) ビニル壁紙 (3) 織物壁紙</p> <p>(4) その他の壁紙</p> <p>3 次に掲げる下地調整剤について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) コーキング剤 (2) パテ</p> <p>(3) シーラー及びプライマー (4) その他の下地調整剤</p> <p>4 次に掲げる接着剤について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) でんぷん系接着剤 (2) 合成樹脂系接着剤</p> <p>(3) メチルセルローズ系接着剤 (4) その他の接着剤</p> <p>5 次に掲げる張り工法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 壁張り (2) 天井張り (3) 造作張り</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 表装作業に使用する材料の種類</p> <p>3 安全衛生に関する基礎的な知識</p> <p>実 技 試 験 下地調整及び仕上げ加工 壁装作業 壁装の施工</p>	<p>6 次に掲げる仕上げについて初歩的な知識を有すること。 (1) 直張り (2) その他の仕上げ</p> <p>7 採寸、割出し、割付け及び裁断の方法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>8 張り下地の調整方法について初歩的な知識を有すること。 次に掲げる材料の種類について初歩的な知識を有すること。 (1) 紙 (2) 布 (3) 合成樹脂 (4) 木材 (5) 接着剤 (6) 下地調整剤 (7) その他</p> <p>表装作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 表装作業等に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等） (9) 合図 (10) 服装</p> <p>1 下地調整ができること。 2 次に掲げる仕上げ工法ができること。 (1) 直張り (2) その他の仕上げ</p>